

2018 年 4 月 17 日

国立大学法人徳島大学長 野地澄晴 殿

役員会 御中

教育研究評議会 御中

徳島大学教職員労働組合

中央執行委員長 齊藤隆仁

軍学共同研究に関する質問

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、先日の組合と学長の懇談会にて、「徳島大学の競争的資金制度等による安全保障技術研究への対応について（依頼）」に関する意見交換を行いました。その際の学長のご見解の要点は、「軍事研究は行わない」、「防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度には問題がない」、「同制度への応募を制限することは研究の自由を阻害する」の三点と了解いたしました。懇談後に持ち帰り検討しましたが、やはり学長の見解に理解いたしかねる部分があり、下記の通りご質問いたしたいと存じます。新学期のお忙しい時期ではございますが、ご検討のうえ、ご回答賜れば幸いです。

記

1) 「軍事研究は行わない」と、「防衛装備庁の制度に応募する」ことは矛盾するのではないのでしょうか。

- 懇談中、「軍事研究」の定義は示されませんでした。通常、「軍事研究」とは軍事組織が行う研究、ないし軍事組織からの資金により行われる研究と定義されます。ですので、「**防衛装備庁の資金で研究を行う**」ことは、定義上「**軍事研究**」となります。実際、同制度の公募要領にも「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」と明記されております。
- 昨今のマスコミの報道でも、「**防衛装備庁の資金に応募する大学**」「**しない大学**」という二分法が、そのまま「**軍事研究を容認する大学**」「**しない大学**」という二分法として扱われております。ですので、いくら学長が「軍事研究はしない」と声明されても、防衛装備庁の資金への応募に道を開くのであれば、「**軍事研究を容認する大学**」として扱われることになります。

2) 本当に「防衛装備庁の制度には問題がない」のであれば、そもそも学内の審査制度は不要ではないのでしょうか。

- 学長は、「自衛隊も防衛省も憲法の範囲内で運用されているので問題ない」とおっしゃい

ました。だとすると、防衛装備庁の資金に採用されるか否かの審査も「憲法の範囲内でされる」ということになりますから、大学が審査を行う必要はないということになります。

- しかし、そもそも日本学術会議が軍学共同研究について検討を開始したのは、「同制度には問題がある」と考えられたからです。結論としてもその考えが追認され、声明では「研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」とされております。これはつまり、同制度には応募しないようにと暗に示したものと考えられます。
- 豊橋技科大の基準は、防衛装備庁の制度の公募要領の表紙の文言を念頭において、同制度に応募するために作られた基準だと思われます。**豊橋技科大の基準を準用すれば、「研究資金の出所等に関する慎重な判断」がスキップされます。**
- 現実的に言って、放任しておけば行政府が自分で憲法を順守するという考えは甘く、それゆえにこそ憲法そのものに「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（第 12 条）と明記されております。「防衛施設庁の制度には問題がない」というのは、楽観的すぎるのではないのでしょうか。

3) 防衛装備庁の制度の公募要領の表紙に書いてある「研究に介入しません、公表は制限しません、特定秘密に指定しません」といった文言のみを額面通り受け取るのは危険ではないでしょうか。

- 池内了氏が『科学者と軍事研究』（岩波新書）などで指摘している通り、**防衛装備庁は表現をソフトに変えただけで、制度の実質は初年度から何ら変更されていない**と思われます。
 - ① 研究への介入について：プログラム・オフィサーによる研究の「進捗管理」は、他の競争的資金の場合のような経理的管理にとどまるものではなく、「研究計画や研究内容についての調整、助言、指導」を行うものとされております。「指導を行うとき」は「研究費の不正使用等」のみとされておりますが、調整や助言はその限りではありません。
 - ② 成果の公表について：「研究成果の公開前に成果公開届を提出する」とされております。これにより、たとえば、届の内容によっては受理しないことで、公開させないことが可能となります。
 - ③ 特定秘密について：これは、「何が秘密かも秘密」という制度ですので、指定されたかどうかを検証することが不可能です。また、「研究成果を」指定しないといっても、「一部分・関連する部分」などを指定しておいて、「成果全体は指定していない」などという言い逃れを行うことが可能です。
- これらのことから、公募要領の表紙のみを鵜呑みにすることは危険で、やはり同制度は「研究への介入が著しく問題が多い」というべきではないのでしょうか。

4) 「研究の自由」とは、学内の研究者を「なすにまかせる」ことではなく、時に能動的に研究者を権力の介入から保護することではないのでしょうか。

- これまでの歴史では、大学が軍事研究に巻き込まれたときとは、大学の自由や自治が奪わ

れたときでした。今回の防衛装備庁の制度についても、日本学術会議は軍事研究の是非ではなく、「政府の研究への介入が著しい」という点に大きな問題を指摘しております。

- 研究者が無防備に介入を招き入れるような行動をとらないように保護することも、大学としての責務ではないでしょうか。

5) 組合が提起した、軍学共同研究に関する市民シンポジウムの開催について、ご検討いただけますでしょうか。

- 大学は市民の税金によって維持される社会的存在であり、社会的関心の高いテーマについて高い見識に基づいた判断を示すことで、市民からの負託に応える義務があると考えます。
- 「政府の方針には逆らえない」という受け身の姿勢ではなく、ときに政府の方針を批判しそれを正すことも、大学の社会的責務であると考えます。
- そうした観点から、軍学共同研究に関する市民シンポジウムを開催することは、徳島大学の社会的評価を大いに高める機会となると考えます。ぜひ前向きにご検討されることを期待します。

以上